

# 令和6年度 西尾市住宅用地球温暖化 対策設備導入費補助金

## 申請の手引き

1. 補助制度の概要	.....	1
	..	
2. 対象者	.....	1
3. 補助対象設備及び補助金の額	.....	1
4. 受付期間	.....	1
5. 受付場所	.....	1
6. 申請の流れ	.....	2
7. 申請書の書き方	.....	2
(ア) 予約申請書記入例	.....	3
(イ) 交付申請書記入例	.....	6
(ウ) 変更承認申請書記入例	.....	10
8. よくある質問	.....	12
9. 補助金交付要綱	.....	14

## 1. 補助制度の概要

西尾市では、地球温暖化対策防止の一環として、家庭用燃料電池などの住宅用地球温暖化対策設備を設置する方を対象に補助金を交付します。

## 2. 対象者

自ら居住する住宅に市が定める補助対象設備を設置する方または補助対象設備が設置された建売住宅を購入する方で、市税に滞納のない方が対象です。

## 3. 補助対象設備及び補助金の額

下表のとおりとなります。なお、補助対象設備の詳細については、「9. 補助金交付要綱」をご覧ください。

補助対象	補助金の額	備考
・住宅用太陽光発電施設 ・住宅用エネルギー管理システム ・定置用リチウムイオン蓄電システムを3点同時に設置	最大13万円	補助金の額が、補助対象事業費の1/3を上回る場合は、補助対象事業費の1/3を補助金の上限額とします。 1,000円未満の端数は切り捨てます。
・住宅用太陽光発電施設 ・住宅用エネルギー管理システム ・電気自動車等充給電設備を3点同時に設置	最大10万円	
住宅用エネルギー管理システム (HEMS)	最大1万円	
家庭用燃料電池システム	最大8万円	
定置用リチウムイオン蓄電システム	最大8万円	
電気自動車等充給電設備	最大5万円	

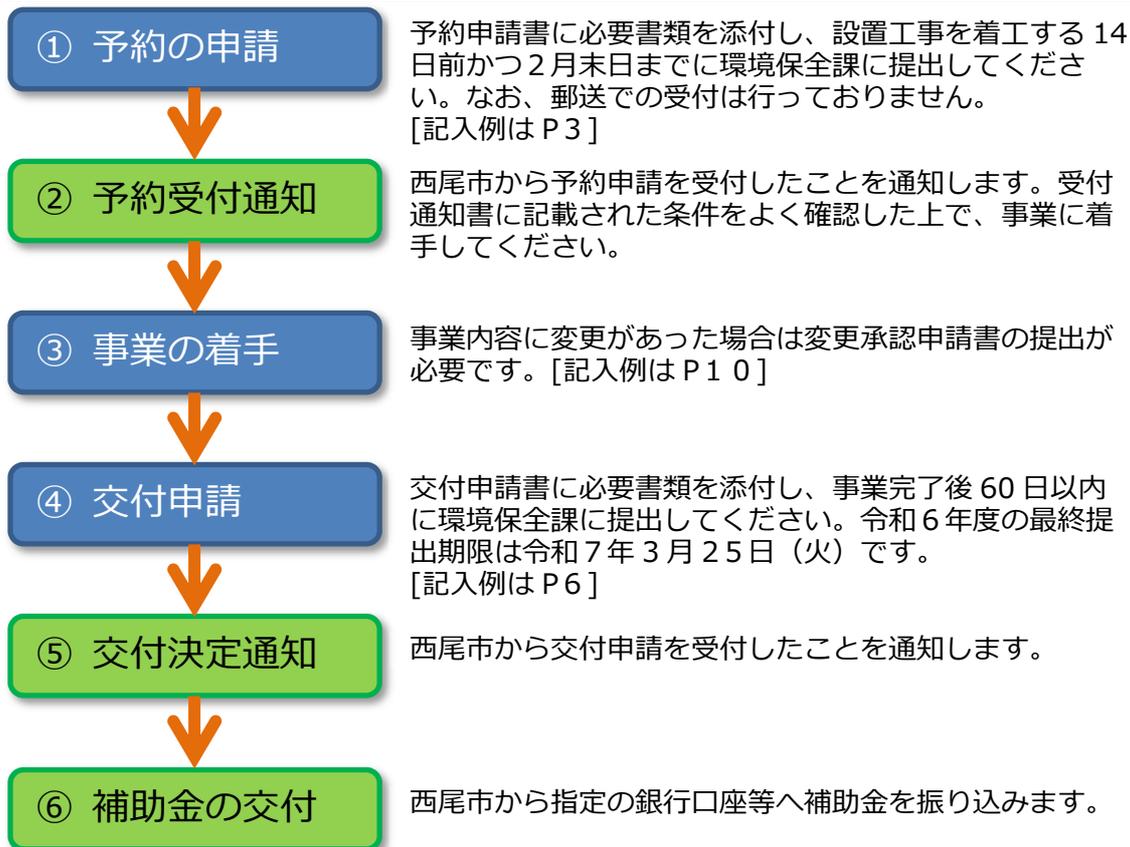
## 4. 受付期間

令和6年4月1日（月）から令和7年2月28日（金）まで  
ただし、補助金の予算枠に達した時点で予約の受付を終了します。

## 5. 受付場所

市環境部環境保全課（西尾市吉良町岡山大岩山65 西尾市クリーンセンター内）  
電話：0563-34-8111

## 6. 申請の流れ



## 7. 申請書の書き方

次ページ以降の記入例を参考に記入してください。

**申請書の様式をダウンロードして使用する場合、両面印刷してご利用ください。**

**※両面印刷で提出されない場合、受付できませんのでご注意ください。**

### 記入にあたっての注意事項

- 消せるボールペンを使用した申請書は受付できません。
- 修正液などを使用して、記載内容の訂正は行わないでください。なお、**交付申請書については、請求書を兼ねているため、請求金額の訂正はできません。**修正がある場合は、新たな用紙に書き直しをお願いします。
- 完納証明書や住民票の写しはクリーンセンターでは発行できません。また、使用期限を 2 か月以内としていますので、取得の際には十分ご注意ください。
- クリーンセンターでは、有料無料を問わずコピーサービスを行っていません。申請書類の控えが必要な場合は、あらかじめご自身でコピーをお願いします。

# 7. (ア) 予約申請書記入例

様式第1号 (第5条関係)

## 住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金予約申請書

令和6年4月1日

(宛先) 西尾市長

申請者 氏名 西尾 太郎 ㊟  
 ※本人が署名したときは、押印を省略することができます。  
 住所 西尾市吉良町岡山大岩山 65  
 電話番号 0563 - 34 - 8111

西尾市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

### 1 申請内容

住 宅 区 分	<input type="checkbox"/> 既築住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 建売住宅			
設 備 設 置 場 所	西尾市 <b>寄住町下田 22</b>			
補助対象設備	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電施設	最大出力値	4.26 kW (小数点以下第3位を切捨)	
		太陽電池モジュール	メーカー名/型式 (枚数)	株式会社〇〇 ABCD244E (15枚)、FGHI120J (5枚)
		補助対象事業経費	2,000,000 円 (税抜)	
		補助金交付申請予定額	40,000 円 (上限4万円) ①	
		住宅用エネルギー管理システム (HEMS)	メーカー名/機器型番	△△株式会社 KLM-NOP
	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム (エネファーム)	メーカー名/型式	燃料電池ユニット	
		発電出力	kW	
		補助対象事業経費	円 (税抜)	
		補助金交付申請予定額	円 (上限8万円) ③	
	<input checked="" type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム	メーカー名/パッケージ型番	□□株式会社 QR-ST	蓄電容量 6.4 kWh
		補助対象事業経費	1,500,000 円 (税抜)	
		補助金交付申請予定額	80,000 円 (上限8万円) ④	
	<input type="checkbox"/> 電気自動車等充給電設備	メーカー名/型式		
		補助対象事業経費	円 (税抜)	
		補助金交付申請予定額	円 (上限5万円) ⑤	
補助金交付申請予定額の合計	130,000 円 (①+②+③+④+⑤)			
工事着手予定日	令和6年4月20日			
工事完了予定日 (建売住宅の場合は引渡予定日)	令和6年10月30日			

工事請負契約書の写し     設備設置場所の案内図     現況写真     その他 ( )  
 ※ 裏面につづく

## 2 誓約書

私は、次のいずれにも該当する者ではありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、次に該当するかどうかの確認のため、西尾警察署長に照会がなされることに同意します。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

## 3 委任状

私は、西尾市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金申請を行うにあたり、次の者を代理人として、手続きの権限を委任します。（業者に委任する場合は、事業者及び担当者の両方を記入してください。）

代理人	事業者	住 所	西尾市山下町泡原30
		名 称	幡豆太陽光発電設備（株）
		代表者名	代表取締役社長 一色 次郎
		電話番号	0563-54-5855
	担当者・同居の親族・その他の代理人	住 所	西尾市亀沢町480
		氏 名	吉良 三郎
電話番号		0563-56-2459	

市役所記入欄（ご本人確認）	
本人 ・ 同居の家族 ・ 代理人	
氏 名	
続 柄	
確認方法	免許証・他（ ）

予約申請に必要な書類

No.	書類名	備考	太陽光	HEMS	燃料電池	蓄電池	EV充電電	チェック欄
1	住宅用地球温暖化対策 設備導入費補助金予約 申請書	様式第1号	○	○	○	○	○	<input type="checkbox"/>
2	補助対象設備の工事請 負契約書 または建売住宅の売買 契約書	設置する補助対象設備の費用 が確認できるもの また、太陽光及び蓄電池につい ては、(パッケージ)型番や出力 値、太陽光の増設等の場合、既 設施設の撤去、増設が確認でき るもの。内容が記載されていな い場合は内訳書や見積書など を添付	○	○	○	○	○	<input type="checkbox"/>
3	補助対象設備を設置す る住宅の案内図	住宅地図などで住宅の位置が 分かるような図面	○	○	○	○	○	<input type="checkbox"/>
4	設置予定箇所の現況写 真	補助対象設備を設置していな いことが分る写真 屋根面だけの場合は、設置者の 氏名を入れて撮影したもの	○					<input type="checkbox"/>

# 7. (イ) 交付申請書記入例

様式第6号 (第8条関係)

## 住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付申請書兼請求書

令和6年11月27日

(宛先) 西尾市長

申請者 氏名 西尾 太郎 印

※本人が署名したときは、押印を省略することができます。

住所 西尾市寄住町下田 22

電話番号 0563 - 56 - 2111

西尾市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

### 1 申請内容

住 宅 区 分		<input type="checkbox"/> 既築住宅	<input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅	<input type="checkbox"/> 建売住宅	
補助対象設備	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電施設	最大出力値		4.26 kW (小数点以下第3位を切捨)	
		太陽電池モジュール	メーカー名 / 型式 (枚数)	株式会社〇〇 ABCD244E (15枚)、FGHI120J (5枚)	
		補助対象事業経費		2,000,000 円 (税抜)	
		補助金交付申請額		40,000 円 (上限4万円) ①	
	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅用エネルギー管理システム (HEMS)	メーカー名 / 機器型番		△△株式会社 KLM-NOP	
		補助対象事業経費		140,000 円 (税抜)	
		補助金交付申請額		10,000 円 (上限1万円) ②	
	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム (エネファーム)	メーカー名 / 型式		燃料電池ユニット	
				給湯ユニット	
		発電出力		kW	
		補助対象事業経費		円 (税抜)	
	補助金交付申請額		円 (上限8万円) ③		
<input checked="" type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム	メーカー名 / パッケージ型番		□□株式会社 QR-ST	蓄電容量 6.4 kWh	
	補助対象事業経費		1,500,000 円 (税抜)		
	補助金交付申請額		80,000 円 (上限8万円) ④		
<input type="checkbox"/> 電気自動車等充給電設備	メーカー名 / 型式				
	補助対象事業経費		円 (税抜)		
	補助金交付申請額		円 (上限5万円) ⑤		
補助金交付申請額の合計		130,000 円 (①+②+③+④+⑤)			
補助対象事業期間		令和6年4月30日から 令和6年11月15日			
添付書類		様式第6号別紙のとおり			
振込口座 (申請人と同一)	金融機関名	〇〇銀行		本支店名	△△支店
	預金種別	普通	当座	フリガナ	ニシオ タロウ
	口座番号	1234567		口座名義人	西尾 太郎

※ 裏面につづく

## 2 同意書

私は、西尾市住宅用地球温暖化対策設備等設置費補助金交付申請に係る住民基本台帳及び納税状況の調査を西尾市長が調査することに同意します。

令和6年11月26日

氏名 西尾 太郎 ㊞

※本人が署名したときは、押印を省略することができます。

## 3 委任状

私は、西尾市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金申請を行うにあたり、次の者を代理人として、手続きの権限を委任します。(業者に委任する場合は、事業者及び担当者の両方を記入してください。)

代理人	事業者	住所	西尾市山下町泡原30
		名称	幡豆太陽光発電設備(株)
		代表者名	代表取締役社長 一色 次郎
		電話番号	0563-54-5855
	担当者・同居の親族・その他の代理人	住所	西尾市亀沢町480
		氏名	吉良 三郎
電話番号		0563-56-2459	

市役所記入欄 (ご本人確認)	
本人 ・ 同居の家族 ・ 代理人	
氏名	
続柄	
確認方法	免許証・他 ( )

添付書類確認票			
項目		申請者チェック欄	
1 共通	補助対象設備の設置費用に係る領収書の写し	<input checked="" type="checkbox"/>	
2 共通	申請日前2月以内に発行された西尾市税の完納証明書 (市税の納付状況を調査することに同意する場合は不要)	<input type="checkbox"/>	
3 共通	申請日前2月以内に発行された住民票の写し原本 (住民登録の有無について調査することに同意する場合は不要)	<input type="checkbox"/>	
4 補助対象設備別	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電施設	電力事業者からの発電設備の連系に関するお知らせの写し	<input checked="" type="checkbox"/>
		設置枚数等設備の設置状況が確認できる住宅等の全景のカラー写真 ※モジュールと家屋の外観が一緒に写っているもの。それ以外の場合は、申請者名及び撮影日が表示された看板等と一緒に、モジュール及び家屋の外観を撮影されたもの	<input checked="" type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅用エネルギー管理システム (HEMS)	HEMS本体のカラー写真	<input checked="" type="checkbox"/>
		端末モニター等でシステムが起動していることが確認できるカラー写真	<input checked="" type="checkbox"/>
		保証開始日が分かる保証書の写し	<input checked="" type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム (エネファーム)	燃料電池ユニットの設置状況が確認できるカラー写真で本体に貼付されている型式及び製造番号が確認できるもの	<input type="checkbox"/>
		給湯ユニットの設置状況が確認できるカラー写真で、本体に貼付されている型式及び製造番号が確認できるもの	<input type="checkbox"/>
		保証開始日が分かる保証書の写し	<input type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム	対象設備の設置状況が確認できるカラー写真で本体に貼付されているパッケージ型番及び製造番号が確認できるもの	<input checked="" type="checkbox"/>
		パッケージ型番及び保証開始日が分かる保証書の写し	<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 電気自動車等充給電設備	対象設備の設置状況が確認できるカラー写真で本体に貼付されている型式及び製造番号が確認できるもの	<input type="checkbox"/>	
	保証開始日が分かる保証書の写し	<input type="checkbox"/>	
5 その他		<input type="checkbox"/>	

交付申請に必要な書類

No.	書類名	備考	太陽光	HEMS	燃料電池	蓄電池	EV充給電	チェック欄	
1	住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付申請書兼請求書	様式第6号	○	○	○	○	○	<input type="checkbox"/>	
2	領収書の写し	設置する補助対象設備の費用が確認できるもの	○ (注)	○ (注)	○ (注)	○ (注)	○ (注)	<input type="checkbox"/>	
3	西尾市税の完納証明書	申請日より2か月以内のもの ※ 証明書の原本が必要です。 (市税の納付状況を調査することに同意する場合は提出不要です。)	○ (1回の申請につき1枚)						<input type="checkbox"/>
4	住民票の写し原本	設置場所が申請者の住所地と同一であり、申請日より2か月以内のもの ※ コピーではありません。 (住民登録の有無について調査することに同意する場合は提出不要です。)	○ (1回の申請につき1枚)						<input type="checkbox"/>
5	電力事業者からの発電設備の連系に関するお知らせの写し	系統連系・受給開始日がわかるもの	○					<input type="checkbox"/>	
6	設置状況が確認できるカラー写真	太陽光で屋根面だけの写真の場合は、申請者名及び撮影日が表示された看板等を入れて撮影したもの	○	○	○	○	○	<input type="checkbox"/>	
7	保証書の写し	保証開始日がわかるもの		○	○	○	○	<input type="checkbox"/>	
8	西尾市が実施する地球温暖化対策に関するアンケート		○	○	○	○	○	<input type="checkbox"/>	

注 領収書の金額が複数の設備に渡る場合（新築等で工事全体の場合も含む。）は、設備ごとではなく、1回の申請につき、領収書の写しは1枚添付し、合わせて内訳の分かる明細も添付してください。

## 7. (ウ) 変更承認申請書記入例

様式第4号 (第7条関係)

### 住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金事業計画変更承認申請書

令和6年5月15日

(宛先) 西尾市長

申請者 氏名 西尾 太郎 ㊟

※本人が署名したときは、押印を省略することができます。

住所 西尾市吉良町岡山大岩山 65

電話番号 0563— 34 — 8111

令和6年4月12日付け西環保第●●●号で予約受付通知のあった、令和6年度住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金について、事業計画を変更したいので、西尾市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 申請内容

予 約 受 付 番 号	123 番			
変 更 内 容	<input type="checkbox"/> 変更 <input checked="" type="checkbox"/> 取下げ			
設 備	項 目	変 更 前	変 更 後	変 更 後 補助金交付予定額
住宅用太陽光発電施設	補助対象経費※	円	円	円
住宅用エネルギー管理システム (H E M S)	補助対象経費※	円	円	円
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	補助対象経費※	円	円	円
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助対象経費※	2,500,000 円	0 円	0 円
電気自動車等充給電設備	補助対象経費※	円	円	円
変更後補助金交付予定額の合計				0 円
変更又は取下げの理由				
(例) (申請者の) 都合により 定置用リチウムイオン蓄電池の設置を取りやめたため など				
添付書類				

※ 補助金交付予定額が変更する場合にのみ記入

※ 裏面につづく

## 2 委任状

私は、西尾市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金申請を行うにあたり、次の者を代理人として、手続きの権限を委任します。(業者に委任する場合は、事業者及び担当者の両方を記入してください。)

代 理 人	事業者	住 所	西尾市山下町泡原30
		名 称	幡豆太陽光発電設備（株）
		代表者名	代表取締役社長 一色 次郎
		電話番号	0563-54-5855
	担当者・ 同居の親族 ・その他の 代理人	住 所	西尾市亀沢町480
		氏 名	吉良 三郎
電話番号		0563-56-2459	

市役所記入欄（ご本人確認）	
本人 ・ 同居の家族 ・ 代理人	
氏 名	
続 柄	
確認方法	免許証・他（ ）

## 8. よくある質問

No.	項目	内容	回答
1	補助金	補助金の予算残額を教えてください。	ホームページ上に掲載していますので、ご確認ください。
2	申請方法	郵送で申請書を提出したい。	受付は、申請書類に誤りがないか、添付書類に漏れがないかの確認後にします。また、提出者の確認を必要としますので、郵送での申請はできません。
3	太陽光	太陽光単体での補助金の交付は可能ですか。	太陽光と次の施設と同時に設置したときに補助金を交付します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅用エネルギー管理システム（HEMS）</li> <li>・ 定置用リチウムイオン蓄電システム又は電気自動車等充給電設備のいずれか</li> </ul>
4	太陽光	設置前及び設置後の屋根について、家屋の外観と一緒に写真を撮影することができない。	屋根のみの写真で構いませんが、申請者の家屋の屋根であることが分かるように、ホワイトボードなどに申請者の氏名及び撮影日を記入し、 <u>屋根と一緒に設置枚数も分かるように撮影したものを添付してください。</u>
5	太陽光	過去に太陽光を設置済みで、今回増設する計画があるが、補助の対象となるか。	既に設置済みのモジュールと今回設置するモジュールの合計出力が10キロワット未満であれば補助の対象となります。過去に補助金を受けているかどうかは関係ありません。ただし、年度内での申請は1回限りとなります。
6	太陽光	敷地内の車庫に太陽光を設置したいが、補助の対象となるか。また、少し離れた畑の倉庫に設置した場合はどうか。	敷地内の車庫への設置は、要綱上の「自ら居住する」の定義の範囲内と解釈しますので、補助の対象となります。逆に、少し離れた畑の倉庫は「自ら居住する」の定義にはあてはまらないため、補助の対象とはなりません。
7	受付状況	施工業者であるが、工事の期日が迫っているため、予約申請を受付したかどうか教えてください。	申請者本人以外からの申請に関するお問い合わせにはお答えできません。申請者本人に確認を取っていただくか、申請者本人が環境保全課に直接お問い合わせください。
8	記入方法	交付申請書に記載する補助対象期間の完了日とはいつの時点か。	①領収日②転居の日付③太陽光の設備は電力事業者からの契約のお知らせの通知日④太陽光以外の設備は保証書写しの保証開始日、のうち最も遅い日が完了日となります。建売住宅の場合は建物の引渡日となります。

No.	項目	内容	回答
9	交付申請	事業の完了日から 60 日を過ぎてしまっただが、交付申請は可能か。	原則、交付申請の遅延は認められず、やむを得ない理由があるときのみ交付申請の遅延は認められます。事前に環境保全課に相談してください。
10	添付書類	交付申請書に添付する電力事業者からのお知らせや保証書が期限(年度)内に間に合いそうにない。	期限(年度)内にすべての書類をそろえて提出できない場合は、補助金を受けることはできません。あらかじめスケジュールに余裕をもって事業を行ってください。なお、着手後は次年度への申請の繰り越しはできません。
11	添付書類	新築住宅を建築したが、住民票の住所は現住所から異動したくないので、設置場所と住民票の住所が異なるがよいか。	「自ら居住する」ことの確認は、住民票の写し記載の住所により確認を行いますので、 <u>設置場所と住民票上の住所が異なる場合は、補助の対象とはなりません。</u>
12	添付書類	クレジット払いの際は、領収書はどのようなものが必要か。	販売者が代金をクレジットにより受領したことを証明する書類（任意様式）を添付してください。
13	変更申請	予約申請後、他の追加工事をするので補助金を増額したい。	計画内容の変更は、予定額の減額又は補助対象設備の設置及び購入の中止で、補助金額の増額は認めていません。
14	その他	リースで購入した者は補助の対象となるか	設備を所有する者が補助対象者となるため、リース物件は対象となりません。

## 9. 補助金交付要綱

### 西尾市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、市民の再生可能エネルギー等の普及を促進し、エネルギーの効率的利用により温室効果ガスの排出を抑制するため、住宅用地球温暖化対策設備（以下「補助対象設備」という。）を導入する者に対し、予算の範囲内において交付する西尾市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 この要綱において、補助対象設備とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 住宅用太陽光発電施設
- (2) 家庭用エネルギー管理システム（以下「HEMS」という。）
- (3) 家庭用燃料電池システム
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (5) 電気自動車等充給電設備

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、自ら居住する市内の戸建住宅に設備を導入する者又は自ら居住する目的で補助対象設備が導入された建売住宅を購入する者で、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 第8条の住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付申請書兼請求書（様式第6号。以下「交付申請書」という。）を提出する時に、設備を導入した住宅に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 西尾市税を滞納していないこと。
- (3) 住宅用太陽光発電施設を導入する場合は、電力事業者と電灯契約を締結し、かつ、同時にHEMS及び次の設備のいずれかを導入していること。
  - ア 定置用リチウムイオン蓄電システム
  - イ 電気自動車等充給電設備

(4) 店舗等併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が居住部分であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の額等)

第4条 補助対象設備の仕様及び条件並びに補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額が当該補助対象設備の設置に要した費用の3分の1に相当する額を超えるときは、当該補助対象設備の設置に要した費用の3分の1に相当する額を上限とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。  
(予約の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備に係る設置工事の着手予定日(建売住宅の場合は引き渡し予定日)の14日前かつ当該年度の2月末日(その日が閉庁日の場合はその前の開庁日)までに、住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金予約申請書(様式第1号。以下「予約申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象設備設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し(契約書により補助対象設備の設置が確認できない場合は、契約書に加えて見積書等を添付すること。)

(2) 補助対象設備を設置しようとする住宅等への案内図

(3) 住宅用太陽光発電施設を設置する場合は、工事着手前の住宅全景のカラー写真(新築の住宅に設置する場合は、住宅を新築する土地全景のカラー写真)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、予約の申請があった場合は、その内容を審査し適当と認めたときは住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金予約受付通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 同一年度での複数回の申請についてはこれを認めない。

4 市長は、予約申請を先着順に受け付けるものとする。ただし、受け付けた補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは、予約申請書の受付を停止することができる。

(予約の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、予約受付を取り消すことができる。

(1) 同一申請者の申請があったとき。

(2) 事業完了予定日から60日を過ぎても第8条の交付申請書を提出せず、市の現況確認や督促にも応じないなど、指定した期間内に必要な手続がなされないとき。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、予約受付を取り消した場合、住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金予約受付取消通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(計画変更等)

第7条 第5条の規定により補助金の予約受付の通知を受けた者(以下「補助事業予約者」という。)は、予約申請書の内容について次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに又は当該年度の2月末日(その日が閉庁日の場合はその前の開庁日)までに住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金事業計画変更承認申請書(様式第4号。以下「変更承認申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請予定額の減額があるとき。
  - (2) 補助対象設備の設置又は補助対象設備が導入された建売住宅の購入を中止するとき。
- 2 市長は、変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金事業計画変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（交付申請）

第8条 補助事業予約者は、事業の完了日から起算して60日以内又は当該年度の3月25日のいずれか早い日（その日が閉庁日の場合はその前の開庁日）までに、交付申請書に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、これを延長することができる。

- (1) 住宅用太陽光発電施設
    - ア 補助対象設備の設置費用に係る領収書の写し
    - イ 申請日前2月以内に発行された西尾市税の完納証明書
    - ウ 申請日前2月以内に発行された住民票の写し
    - エ 電力事業者からの発電設備の連系に関するお知らせの写し
    - オ 補助対象設備の設置状況が確認できる住宅等の全景のカラー写真
  - (2) HEMS
    - ア 前号アからウまでに掲げる書類
    - イ HEMS本体及び端末モニター等でシステムが起動していることが確認できるカラー写真
    - ウ 保証開始日が分かる保証書の写し
  - (3) 家庭用燃料電池システム
    - ア 第1号アからウまでに掲げる書類
    - イ 燃料電池ユニット及び給湯ユニットの設置状況が確認できるカラー写真で本体に貼付されている製造番号が確認できるもの
    - ウ 保証開始日が分かる保証書の写し
  - (4) 定置用リチウムイオン蓄電システム
    - ア 第1号アからウまでに掲げる書類
    - イ 補助対象設備の設置状況が確認できるカラー写真で本体に貼付されている製造番号が確認できるもの
    - ウ 保証開始日が分かる保証書の写し
  - (5) 電気自動車等充給電設備
    - ア 第1号アからウまでに掲げる書類
    - イ 補助対象設備の設置状況が確認できるカラー写真で本体に貼付されている製造番号が確認できるもの
    - ウ 保証開始日が分かる保証書の写し
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類
- （交付の決定等）

第9条 市長は、交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付決定通知書（様式第7号）により

補助金の交付申請をした者（以下「補助事業者」という。）に通知するとともに、遅滞なく当該補助金を交付するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、補助金の交付申請をした者に対し、速やかに住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金不交付決定通知書（様式第8号）により、その旨を通知するものとする。

（処分の制限）

第10条 補助事業者は、住宅用太陽光発電施設については17年以内、家庭用燃料電池システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムについては6年以内、HEMS及び電気自動車等充電設備については5年以内に、当該システム等を補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、担保し、又は廃棄してはならない。ただし、あらかじめ住宅用地球温暖化対策設備処分承認申請書（第9号様式）を市長に提出し、その承認を受けた場合はこの限りでない。

- 2 市長は前項ただし書きの規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し適当と認めるときは、住宅用地球温暖化対策設備処分承認通知書（様式10号）により当該申請書を提出した交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 交付の条件に違反したとき。
- (3) 振込口座が確定しないなど、必要な処理を行うことが困難な状況のとき。
- (4) 補助金交付設備を前条第一項に規定する期間内に処分したとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部を市に返還させなければならない。

（協力）

第13条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて設備の稼働データの提供その他協力を求めることができる。

（地位の承継）

第14条 補助事業予約者が、死亡等やむを得ない理由が生じた場合、補助事業予約者の承継人が、補助金の交付を受ける意志を有するときは、市長の承認を受けて、その地位を承継することができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付の決定を受けた補助事業に係る規定については、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

種類	仕様及び条件	補助金の額
住宅用太陽光発電施設	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電力が逆流されるものであり、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 未使用品であること（中古品は対象外）。</p> <p>(2) 住宅の屋根等への設置に適したものであり、低圧配電線と逆潮流有りで連系するものであること。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールの最大出力が10キロワット未満であること。なお、増設等の場合は、既設分を含めて10キロワット未満であること。</p> <p>(4) 太陽電池の出力を監視する等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。</p> <p>(5) 太陽電池モジュールは、一般財団法人電気安全環境研究所（以下「JET」という。）の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準</p>	4万円

	<p>じた性能を持つものであること。また、IEC規格に基づき、JETが認証した太陽電池モジュール、又はIECEE-PV-FCS制度に加盟している海外認証機関の認証についても同等と判断する。</p>	
HEMS	<p>家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するものであり、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 未使用品であること（中古品は対象外）。</p> <p>(2) 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。</p> <p>(3) タブレット、スマートフォン、パソコン又はHEMSに付随する専用モニターにより、電力使用量を表示できるものであること。</p> <p>(1) 住宅全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1月以上、1日以内の単位で13月以上蓄積できるものであること。</p> <p>(5) 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量、電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1月以上、1日以内の単位で13月以上蓄積できるものであること。ただし、燃料電池で発電された発電量、太陽光発電施設の設置による発電量及び売電量、蓄電池の設置による充電量及び放電量（以下「発電量及び充電量等」という。）のいずれかを計測し、蓄積できる場合はその限りではない。</p> <p>(6) 一つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）に実行できるものであること。</p> <p>(7) 太陽光発電施設等の創エネルギー設備及び蓄電池等の蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量及び充電量等の情報が取得又は計測できるものであること。</p> <p>(8) 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用</p>	1万円

	<p>量の削減を促す情報提供を行うことができるものであること（目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。）。</p>	
家庭用燃料電池システム	<p>燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであり、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 未使用品であること（中古品は対象外）。</p> <p>(2) 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているものであること。</p>	8万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるものであり、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 未使用品であること（中古品は対象外）。</p> <p>(2) 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）により登録されているものであること。</p>	8万円
電気自動車等充電設備	<p>電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なものであり、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 未使用品であること（中古品は対象外）。</p> <p>(2) 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。</p>	5万円

## 【西尾市クリーンセンター案内図】



## 【問合せ先】

西尾市環境部環境保全課

西尾市吉良町岡山大岩山 65

電話 : 0563-34-8111

FAX : 0563-34-8115

E-mail : [kankyo-h@city.nishio.lg.jp](mailto:kankyo-h@city.nishio.lg.jp)

## 【受付時間】

平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分